

公 告

一般競争見積を次のとおり行うので、高知市契約規則第 31 条第 2 項の規定に基づき、公告する。

令和 7 年 7 月 31 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 一般競争見積に付する事項

(1) 案件名

高知市清掃工場の余剰電力の売却及び市有施設で使用する電気の調達（高知市電力間接供給事業）

(2) 目的及び概要

高知市が高知市清掃工場で発電した電気のうち、地域送配電事業者の電力系統に送電する電気を売却し、市有施設で使用する電気を調達するもの

地域送配電事業者とは、供給場所又は需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいう。

(3) 売買条件

電力売買契約書（案）及び仕様書のとおり

(4) 供給場所及び需要場所

仕様書のとおり

(5) 売買期間

令和 8 年 1 月 1 日 0 時 00 分から令和 8 年 12 月 31 日 24 時 00 分まで

2 一般競争見積の方法

電子メール又は郵便での見積書提出による一般競争見積

3 一般競争見積に参加する者に必要な資格に関する事項その他競争見積に関する事項

別紙のとおり

1 一般競争見積に参加する者に必要な資格

この一般競争見積（以下「本競争見積」という。）に参加する者が有しなければならない資格（以下「競争見積参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 に規定する登録を受けている者であること。
- (3) 次のいずれかの要件を満たす者であること。
 - ア 令和 4 年度、令和 5 年度又は令和 6 年度においてエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）第 7 条第 1 項の計画を経済産業大臣に提出した者であること。
 - イ 本市から電気を調達する契約を履行した者であること。
- (4) 発電所から電気を調達する契約について、次のすべての要件を満たした契約を 2 件以上履行した実績を有する者であること。
 - ア 1 か年に調達した電気の量の予定又は実績が 10,000,000 k W h 以上であること。
 - イ 電気を調達した期間が、本競争見積の公告日までに 1 か年を経過していること。
- (5) 需要家へ電気を供給する契約について、次のすべての要件を満たした契約を 1 件以上履行した実績を有する者であること。
 - ア 1 か年に供給した電気の量の予定又は実績が 10,000,000 k W h 以上であること。
 - イ 電気を供給した期間が、本競争見積の公告日までに 1 か年を経過していること。
- (6) 本競争見積の公告日から起算して過去 2 か年において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 34 条第 4 項の規定による公表をされていない者であること。
- (7) 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していない者であること。
- (8) 健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金を滞納していない者であること。
- (9) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (11) 本競争見積の公告日から本競争見積に係る契約の締結日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者であること。

2 関係書類の交付

- (1) 本市が本競争見積へ参加しようとする者（以下「競争見積参加希望者」という。）へ交付する書類は、別表1のとおりとする。
- (2) 本市は、(1)の書類を次のURLに掲載することで競争見積参加希望者へ交付する。
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/177/denryoku7.html>

3 調達条件に関する質疑

- (1) 競争見積参加希望者は、本競争見積に係る調達条件について書面をもって質疑をすることができる。
- (2) (1)の質疑をしようとする者は、質疑書に質疑事項を記載したものを提出する。
- (3) (2)の質疑書の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	電子メール（PDF形式）又はファクシミリ （メール又はファクシミリ送信後、提出者は、14の電話番号へ書類到達の確認をすること。）
提出期限	令和7年8月15日（金）（必着）
提出先	14と同じ

- (4) 本市は、質疑に対する回答を令和7年8月22日（金）までに次のURLに掲載する。
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/177/denryoku7-shitugi.html>

4 競争見積参加資格審査の申請

- (1) 競争見積参加希望者は、本市の競争見積参加資格審査を受けなければならない。
- (2) (1)の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表2に定める書類（以下「申請書類」という。）を提出する。この場合において、申請者が本市の「令和6・7年度物件等競争入札参加資格者名簿」に登録されているときは、甲の書類のみとすることができる。
- (3) 申請書類は、本社（本店）に係るものとする。ただし、委任がある場合は、市町村税及び都道府県税に係る納税証明書については委任先に係るものとする。
- (4) 申請書類の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	一般書留又は簡易書留郵便による郵送
提出期限	令和7年8月29日（金）（必着）
提出先	14と同じ

- (5) (4)の郵送は、次に掲げる事項に適合していなければならない。
 - ア 申請書類が封筒に入れられており、かつ、当該封筒が封かんされていること。
 - イ 申請書類が入れた封筒の表に案件名、申請者の住所（所在地）及び氏名（法人にあつては商号又は名称及び見積する権限を有する者の職名及び氏名とする。以下同じ。）並びに「申請書類在中」及び「親展」の文字が明記されていること（別図1）。

5 競争見積参加資格審査の結果の通知

- (1) 本市は、申請者に対する4(1)の審査の結果を令和7年9月12日（金）までに当該申請者へファクシミリで通知する。

- (2) 本市から競争見積参加資格を有さない旨の通知を受けた者は、その理由について文書をもって令和7年9月19日（金）までに財産政策課に説明を求めることができる。

6 競争見積の参加

- (1) 本市から競争見積参加資格を有する旨の通知を受けた者（以下「有資格者」という。）は、本競争見積への参加をすることができる。
- (2) (1)の参加をしようとする者（以下「見積参加者」という。）は、様式第6号の見積書を提出する。
- (3) 見積書は、各種単価に対し見積参加者が見積もった単価（以下「見積単価」という。）及び見積単価から算定された見積金額が様式第6号に記載されたものとする。
- (4) 売電の見積単価は、消費税及び地方消費税相当額を含まず、かつ、小数第2位までの値とする。
- (5) 買電の見積単価は、消費税及び地方消費税相当額を含み、かつ、小数第2位までの値とする。ただし、予備電源基本料金単価については、小数第3位までの値とする。
- (6) 見積書の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	電子メール（PDF形式）又は一般書留若しくは簡易書留郵便による提出
提出期限	令和7年9月24日（水）（必着）
提出先	14と同じ

- (7) (6)の提出方法が電子メールの場合は、送信後、提出者は、14の電話番号へ電子メール到達の確認をすること。
- (8) (6)の提出方法が郵送の場合は、次に掲げる事項に適合していなければならない。
- ア 見積書が封筒に入れられており、かつ、当該封筒が封かんされていること。
- イ 見積書が入れられた封筒の表に案件名及び見積参加者の住所（所在地）、氏名並びに「見積書在中」及び「親展」の文字が明記されていること（別図2）。

7 契約相手方の決定

- (1) 本市は、各種単価それぞれに予定価格を定める。
- (2) 契約相手方は、売電の見積単価（※）の全てが予定価格を上回り、かつ、買電の見積単価（※）の全てが予定価格を下回る者のうち最低の見積金額（※）を見積もった者とする。ただし、無効である見積をした者を除く。
- ※ 見積単価・見積金額とは、様式第6号に基づくものをいう。

8 競争見積の辞退

- (1) 有資格者は、本競争見積への参加の辞退をすることができる。
- (2) (1)の辞退をしようとする者は、辞退届を提出する。

(3) 辞退届の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	電子メール（PDF形式）又はファクシミリ (送信後、提出者は、14の電話番号へ書類到達の確認をすること。)
提出期限	見積書の提出期限と同じ
提出先	14と同じ

9 見積の無効

見積が次のいずれかに該当するときは、当該見積は無効とする。

- (1) 競争見積参加資格を有さない者によって提出されたとき。
- (2) 見積書が提出期限までに到着しないとき。
- (3) 同一の競争見積に対して2以上の見積書が提出されたとき。
- (4) 見積書に記名がないとき。
- (5) 見積書の記載事項が不明瞭であるとき。
- (6) 見積書に記載された見積単価が訂正されているとき。
- (7) (1)から(6)までに掲げる事項のほか競争見積条件に違反した見積をしたとき。

10 競争見積の結果の通知及び公開

- (1) 本市は、本競争見積の契約相手方が決定したとき又は決定しなかったときは、有資格者全てに対し、その旨を令和7年10月3日（金）までに通知するものとする。
- (2) 本市は、契約相手方の決定後において、有効な見積書を提出した見積参加者全ての見積金額（総予定使用電気料金から総予定供給電気料金を差し引いた額）を公開できるものとする。

11 契約相手方決定の取消し

本市は、契約相手方の決定から契約締結までの間に契約相手方が競争見積参加資格を有していないことが明らかとなった場合には、契約相手方の決定を取り消す。

12 契約保証金

- (1) 契約相手方は、見積書に記載された見積単価を基に、仕様書第2章「14 保証基準額の算定」において計算された保証基準額以上の額を契約保証金として13に定める契約締結のときまでに納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付は、銀行又は本市が確実と認める金融機関の保証を担保として提供することをもって、これに代えることができる。この場合において、担保の価値は、その保証する金額とする。
- (3) 契約保証金は、契約相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を結び当該保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、免除とする。この場合において、当該保証保険契約に係る保険金額は、契約保証金の額とする。
- (4) 本市は、契約相手方が契約の全部を履行したときは、契約保証金を契約相手方に還付する。この場合において、本市は、契約保証金に利息を付さない。

13 契約の締結

- (1) 契約相手方は、電力売買契約書（案）に基づいて直ちに本市と協議を行い電力売買契約書を速やかに作成しなければならない。この場合において、契約相手方が電力売買契約書に定める契約金額は、契約相手方が見積書に記載した各種単価とする。
- (2) 契約相手方は、令和 7 年 10 月 31 日（金）までに本市と契約を締結しなければならない。
- (3) 契約相手方は、契約相手方が(2)の期限までに契約を締結しない場合には、契約相手方としての権利を失う。
- (4) 本案件は、契約書を作成する場合電子契約が可能であるため、希望する場合は、見積書提出時に『別記様式「電子契約利用承諾書」』を電子メールの方法により財産政策課（kc-051700@city.kochi.lg.jp）に提出してください。（※『別記様式「電子契約利用承諾書」』：契約課ホームページ-お知らせ-電子契約サービスの導入について）』

14 契約条項を示す場所

〒780-8571 高知県高知市本町五丁目 1 番 45 号

高知市財務部財産政策課

TEL：088-802-5688（直通）

FAX：088-823-9568

E-mail：kc-051700@city.kochi.lg.jp

別表 1 関係書類

番号	書類の名称	様式
1	電力売買契約書（案）	
2	仕様書	
3	競争見積参加資格審査申請書	様式第 1 号
4	履行実績調書	様式第 2 号
5	委任状	様式第 3 号
6	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	様式第 4 号
7	質疑書	様式第 5 号
8	見積書	様式第 6 号
9	辞退届	様式第 7 号
10	余剰電力量の 30 分ごと実績値(令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までのもの。ただし、令和 4 年 6 月 30 日までは再生可能エネルギー電気の量を除いた値)	参考資料 1
11	本市が売却する電気の電力量の 30 分ごと予定値	参考資料 2
12	本市が使用する電気の需要場所全体の電力量の 30 分ごと実績値 (令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までのもの)	参考資料 3

別表2 申請書類

番号	書類の名称	作成要領	区分 (※)
1	競争見積参加資格 審査申請書	様式第1号に必要事項を記載したもの。	甲
2	小売電気事業者と して登録されてい る者であることを 証する書類の写し		甲
3	履行実績調書	様式第2号に次の案件を記載したもの。 1 発電所から電気を調達する契約のうち、別紙1(4) の要件を満たすもの。 2 需要家へ電気を供給する契約のうち、別紙1(5)の 要件を満たすもの。 1の案件について <u>契約を締結したこと及び契約の全部 を履行したこと（支払金額の分かる書類等）</u> を証明す る書類を添付する。 2の案件について <u>契約を締結したことを証明する書類</u> を添付する。	甲
4	委任状	様式第3号に必要事項を記載したもの。申請者が本競 争見積について委任をする場合に提出する。	乙
5	登記簿謄本又は登 記事項証明書	法務局が発行する現在事項全部証明書等	丙
6	市町村税に係る納 税証明書	市町村税について滞納がないことを証するもの又は直 近2事業年度の納税証明書（委任がある場合は、委任 先に係るものが必要）	丙
7	都道府県税に係る 納税証明書	都道府県税について滞納がないことを証するもの又は 直近2事業年度の納税証明書（委任がある場合は、委 任先に係るものが必要）	丙
8	国税に係る納税証 明書	国税について未納がないことを証するもの。税務署が 発行する納税証明書（その3）の提出により、次の税 目についての未納を証明する。 ① 法人税 ② 消費税及地方消費税 ③ 源泉所得及復興特別所得税（強制徴収分）	丙
9	健康保険料，厚生 年金保険料及び子 ども・子育て拠出 金に係る納入確認 書	直近2か年において健康保険料，厚生年金保険料及び 子ども・子育て拠出金について滞納がないことを証す るもの。別表3に定める書類	丙
10	財務諸表	直近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書	乙
11	暴力団排除に関す る誓約書及び照会 承諾書	様式第4号に必要事項を記入したもの。	乙

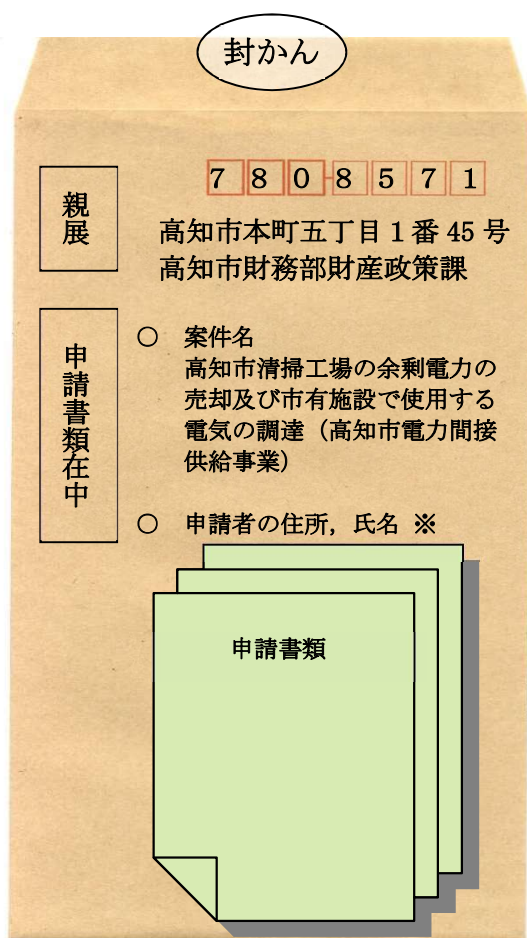
※ 区分が丙の書類は、申請書類提出日から遡って3か月以内までに交付されたものとする。こ
の場合において、当該書類は、写しでも良いものとする。

別表3 健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金に係る納入確認書

	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
事業所が全国健康保険協会管掌健康保険に加入している場合	社会保険料納入確認（申請）書（※）	社会保険料納入確認（申請）書（※）	社会保険料納入確認（申請）書（※）
事業所が組保管掌健康保険に加入している場合	健康保険組合の確認印が押印された健康保険料納入確認書（任意様式）	社会保険料納入確認（申請）書（※）	社会保険料納入確認（申請）書（※）

※ 年金事務所が発行するもの。

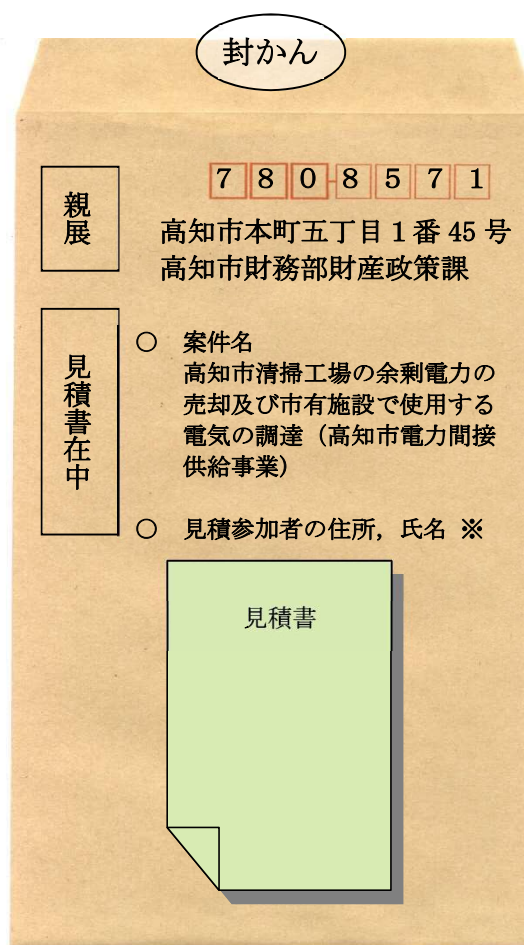
別図



別図1 申請書類封入封筒

（提出期限：令和7年8月29日（金））

※法人にあつては、商号又は名称及び見積する権限を有する者の職名及び氏名



別図2 見積書封入封筒

（提出期限：令和7年9月24日（水））

※法人にあつては、商号又は名称及び見積する権限を有する者の職名及び氏名

高知市清掃工場の余剰電力の売却及び市有施設で使用する

電気の調達（高知市電力間接供給事業） 日程一覧

- 令和7年 7月31日 (木) 公告
- 令和7年 8月15日 (金) 質疑書提出期限
- 令和7年 8月22日 (金) 質疑回答
- 令和7年 8月29日 (金) 申請書類提出期限
- 令和7年 9月12日 (金) 競争見積参加資格審査結果通知
- 令和7年 9月24日 (水) 見積書類提出期限
- 令和7年 10月 3日 (金) 競争見積結果通知
- 令和7年 10月31日 (金) 契約締結期限
- 令和8年 1月 1日 (木) 調達開始
- 令和8年 12月31日 (木) 調達終了